

協和地区義務教育学校整備事業設計業務委託

公募型プロポーザル実施要項

令和7年10月

筑西市教育委員会

## 目 次

1	目的	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	業務概要	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	参加資格	・ ・ ・ ・ ・ 3
4	業務実施上の条件	・ ・ ・ ・ ・ 3
5	スケジュール	・ ・ ・ ・ ・ 4
6	実施要項等に関する質問の受付及び回答	・ ・ ・ ・ ・ 5
7	現地見学会及び各種図面等の閲覧の実施	・ ・ ・ ・ ・ 5
8	参加表明書等の提出	・ ・ ・ ・ ・ 6
9	選定方法	・ ・ ・ ・ ・ 7
10	一次審査(書類審査)の結果通知	・ ・ ・ ・ ・ 8
11	辞退	・ ・ ・ ・ ・ 8
12	技術提案書及び見積書の提出	・ ・ ・ ・ ・ 8
13	二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	・ ・ ・ ・ ・ 9
14	選定後の手続き	・ ・ ・ ・ ・ 9
15	失格事項	・ ・ ・ ・ ・ 10
16	その他	・ ・ ・ ・ ・ 10

## 1 目的

この実施要項は、協和地区義務教育学校整備事業設計業務(以下、「本業務」という。)を委託するにあたり、本市と優先的に契約交渉を行う者(以下、「優先交渉権者」という。)を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

協和地区義務教育学校整備事業設計業務委託

### (2) 業務内容

基本設計及び実施設計業務、積算業務、各種申請業務等とする。詳細については、別紙1「協和地区義務教育学校整備事業設計業務委託特記仕様書」(以下、「特記仕様書」という。)のとおりとする。

### (3) 予定履行期間

委託契約締結日の翌日から令和9年5月20日(木)まで

### (4) 業務委託料の上限額

215,985,000円(消費税及び地方消費税を含む)とし、令和9年度までの継続事業とする。

※ 上記金額は、提案の上限を示すものであり、契約締結における予定価格を示すものではない。

なお、令和7年度の支払割合は30%、令和8年度の支払割合は60%を上限とする。

### (5) 概算工事費

今後の本業務において、施設の構造、規模等の詳細を決定していくため、概算工事費は算出していない。受注者は、本市の厳しい財政事情を踏まえたうえで、「協和地区義務教育学校整備事業基本構想・基本計画」に基づき、必要最小限の施設を計画することとする。

また、昨今の物価上昇に十分留意しつつ、発注者と協力してコスト縮減に向けた手法を駆使し、全体の最適化に努めることとする。

### (6) 今後の事業スケジュール(予定)

令和7～9年度 設計業務(基本設計・実施設計)

令和9～11年度 本工事

### (7) 整備予定地

現在の協和中学校の敷地(門井1803番地7)に一部敷地を拡張し、既存施設と一体的利用が可能な校舎及び屋内運動場等を建設するものとする。

【整備予定地位置図】



(8) 敷地面積

- ・市有地 57,077 m<sup>2</sup>(学校施設台帳面積)
- ・敷地拡張予定地 約 3,800 m<sup>2</sup>(未測量)

※ 敷地拡張予定地は、協和中学校北側の隣接する4筆とする。

(9) 法規制

用途指定：無

都市計画区域：市街化調整区域

建ぺい率：60%

容積率：200%

(10) 担当課

筑西市教育委員会 義務教育学校整備課

住 所：〒308-8616 茨城県筑西市丙 360 番地

電話番号：0296-22-0191(直通)

電子メール：gimukyo@city.chikusei.lg.jp

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本実施要項の公表時点において、次に示す条件を全て満たすものとする。ただし、参加表明書の提出後、委託契約締結までの間に参加資格を喪失した者は、その時点でその者がした申込を無効とする。

- (1) 筑西市建設工事等入札参加資格審査要項（平成 17 年 3 月 28 日市告示第 6 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき調整した令和 7 年度名簿（告示日現在）に登録されている者で、建築関係建設コンサルタント業務に係る業種登録があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (4) 公募の開始から参加表明書提出までの期日において、筑西市建設工事等指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 条)第 2 条及び筑西市暴力団排除条例(平成 24 年筑西市条例第 1 号)に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。
- (7) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (8) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 過去 10 年度以内（平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に国又は地方公共団体等が発注した教育施設の基本設計及び実施設計業務を受注し、元請けとして完了した実績があること。

### 4 業務実施上の条件

- (1) 本業務の全部又は主たる部分を再委託してはならない。
- (2) 本業務に従事する技術者は、管理技術者を 1 人、建築(総合)、建築(構造)、電気設備及び機械設備の各主任技術者を 1 人以上それぞれ配置すること。また、管理技術者は各主任技術者を兼任してはならない。
- (3) 管理技術者及び建築(総合)主任技術者は一級建築士であること。
- (4) 建築(構造)主任技術者は構造設計一級建築士であること。
- (5) 電気設備及び機械設備主任技術者は設備設計一級建築士又は建築設備士であること。ただし、いずれかには設備設計一級建築士を配置すること。
- (6) 管理技術者及び建築(総合)主任技術者は、「3 (9)」で示す業務に携わった実績があること。
- (7) 管理技術者及び建築(総合)主任技術者は、参加希望者の組織に所属していること。
- (8) 管理技術者及び建築(総合)主任技術者を除く各主任技術者については、協力者(協力事業者)を

加えることができるが、当該協力事業者は自ら応募者となることはできない。

- (9) 各分担業務分野及び業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計事務所、コンサルタント会社等が国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。

○各主任技術者の分担業務分野、資格要件及び業務内容

分担業務分野	資格要件	業務内容
建築(総合)	一級建築士	令和6年国土交通省告示第八号別添一第1項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)の表中(1)総合
建築(構造)	構造設計一級建築士	同上(2)構造
電気設備	設備設計一級建築士	同上(3)設備(i)電気設備
機械設備	又は建築設備士 ※ ただし、いずれかに は設備設計一級建築 士を配置する。	同上(3)設備(ii)給排水衛生設備、(iii)空調換気設備、 (iv)昇降機等

## 5 スケジュール

プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。

	内 容	期 日
1	実施要項等の公表	令和7年10月7日(火) (市ホームページに掲載)
2	実施要項等に関する質問の受付	令和7年10月8日(水)から 令和7年10月14日(火)正午まで
3	現地見学会	令和7年10月10日(金)
4	各種図面等の閲覧	令和7年10月8日(水)から 令和7年10月14日(火)まで
5	質問に対する回答	令和7年10月16日(木)
6	参加表明書等の提出	令和7年10月17日(金)から 令和7年10月24日(金)午後5時まで
7	一次審査	令和7年10月27日(月)から 令和7年10月28日(火)まで

8	一次審査結果通知書発送	令和7年10月30日(木)【予定】
9	技術提案書及び見積書提出期間	令和7年10月31日(金)から 令和7年11月14日(金)午後5時まで
10	二次審査	令和7年11月26日(水)
11	二次審査結果通知発送	令和7年12月1日(月)【予定】
12	契約締結	令和7年12月中旬【予定】

## 6 実施要項等に関する質問の受付及び回答

本プロポーザルへの参加検討者は、本実施要項及び特記仕様書等に記載している内容について、質問を行うことができる。その場合、質問書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、下記のとおり提出すること。なお、電子メール以外の質問は一切受け付けない。

### (1) 提出方法

- ① 様式第1号に必要事項を記入のうえ、「2 (10)」へ電子メールで提出すること。
  - ② 電子メールの件名を「協和地区義務教育学校整備事業設計業務委託プロポーザル質問書」とし、本文中に事業者名、担当者氏名、連絡のとれる電話番号を記載して送信すること。
- ※ 送信後、必ず電話により受信の確認をすること。

### (2) 受付期間

令和7年10月8日(水)から令和7年10月14日(火)正午までに受信確認をしたものを有効とする。

### (3) 回答の方法

令和7年10月16日(木)に、電子メールにて様式第1号を提出した全参加検討者に、一斉に回答する。併せて、筑西市公式ホームページにおいて公表する。

### (4) その他

回答の内容に疑義がある場合でも、再質問は受け付けない。また、回答の内容は、本実施要項等への追加又は修正とみなす。

## 7 現地見学会及び各種図面等の閲覧の実施

既存施設の現状を把握する目的で、現地見学会及び各種図面等の閲覧を実施する。

### (1) 現地見学会

- ① 日時

令和7年10月10日(金)

- 1) 午前9時00分から
- 2) 午前10時15分から
- 3) 午前11時30分から
- 4) 午後1時30分から
- 5) 午後2時45分から
- 6) 午後4時00分から

※ 希望時間の10分前までに集合とする。

② 集合場所

協和中学校臨時駐車場(協和中学校北側)

③ 申込方法

- 1) 現地見学会参加申込書(様式第2号)に必要な事項を記入のうえ、「2 (10)」へ電子メールで提出すること。
- 2) 電子メールの件名を「協和地区義務教育学校整備事業設計業務委託プロポーザル見学会(事業者名)」とする。

④ 申込期限

令和7年10月9日(木) 午後4時まで

⑤ その他

- 1) 見学会の時間帯については受付順で決定し、申込が多数となった場合は希望する時間帯とならない場合がある。
- 2) 申込の詳細及び注意については、様式第2号の注意事項を確認すること。

(2) 各種図面等の閲覧

① 期間

令和7年10月8日(水)から10月14日(火)まで

閉庁日を除く午前9時から午後4時(正午から午後1時までを除く。)まで

② 場所

「2 (10)」とし、事前連絡は不要とする。

8 参加表明書等の提出

(1) 提出期間

令和7年10月17日(金)から令和7年10月24日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

参加を希望する事業者は、参加表明書等の提出を受け付けるので、提出期間の閉庁日を除く午

前8時30分から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までに、「2（10）」に持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）で提出すること。郵送の場合は提出期間中必着とする。

(3) 提出書類

- ① 参加表明書(様式第3号)
- ② 会社(事業)概要書(様式第4号)
- ③ 業務受託実績(様式第5号)
- ④ 業務実施体制届出書(様式第6号)
- ⑤ 予定技術者等の経歴等(様式第7号)

※ 「④」で届け出た管理技術者、主任技術者ごとに、分担業務の内容、資格、業務経歴等について記載すること。

- ⑥ 一級建築士事務所登録通知書の写し

(4) 提出部数

提出書類はインデックスを付け、正本及び副本共にA4サイズ、2穴綴じとし、フラットファイルなどの簡易な綴じ方で下記部数を提出する。なお、ファイル表紙には、「協和地区義務教育学校整備事業設計業務委託 公募型プロポーザル」、「事業者名」を記載して提出する。

上記「(3)」の①から⑥までの電子ファイルを保存したCD-R等1枚も併せて提出すること。

提出部数：正本1部(代表者印押印のもの)、副本10部(複写可)

## 9 選定方法

提出された書類の審査は、市が設置する「協和地区義務教育学校整備事業設計業務委託 公募型プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）が審査を行い、優先交渉権者を選定する。

- (1) 審査は一次審査(書類審査)と二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の2段階を基本とする。ただし、参加表明事業者が3者以下のときは、一次審査を省略し、二次審査を行うこととする。なお、一次審査を省略しても、参加資格要件を満たさない事業者は失格とする。
- (2) 一次審査を行う場合は、参加資格要件を満たし、提出期間中に「8 参加表明書等の提出」に示す提出書類を提出した事業者を対象に、別紙2「協和地区義務教育学校整備事業設計業務委託 公募型プロポーザル 一次審査及び二次審査 審査要領」に基づき、提出書類の審査を行い、点数の合計が高い上位3者を二次審査対象事業者とする。
- (3) 二次審査は、二次審査対象事業者から提出された技術提案書等について、委員会が、参加表明書等の受付順にプレゼンテーション及びヒアリングにて審査を行う。別紙2に基づき審査を行い、点数の合計が最も高い二次審査対象事業者を優先交渉権者として、次に高い者を次点者として選定する。ただし、点数の合計が最も高い二次審査対象事業者が複数ある場合は、審査委員の投票により選定する。

なお、すべての二次審査対象事業者の点数が6割以下の場合は、審査の結果「該当者なし」として、再度プロポーザルを行う場合がある。

## 10 一次審査（書類審査）の結果通知

令和7年10月30日(木)予定

※ 参加表明書等を審査し、結果を全ての参加表明事業者に電子メールにて通知する。

## 11 辞退

参加表明書等提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(様式第10号)を届け出ること。辞退期限は、令和7年10月24日(金)午後5時までとする。

## 12 技術提案書及び見積書の提出

別紙4「協和地区義務教育学校整備事業設計業務委託 技術提案書作成要領」に基づき作成すること。

### (1) 提出期間

令和7年10月31日(金)から令和7年11月14日(金)午後5時まで

### (2) 提出方法

提出期間の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く。)までに、「2 (10)」に持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)で提出すること。郵送の場合は提出期間中必着とする。

### (3) 提出書類

- ① 技術提案書(様式第8号)
- ② テーマ別技術提案書ア～イ(任意様式)
- ③ 提案見積書(様式第9号)

提案見積書は、合計額(消費税等込)を明記すること。

また、見積書には、内訳書及び算出根拠を添付すること(A4サイズで、様式は任意とする)。

### (4) 提出部数

提出書類はインデックスを付け、正本及び副本共にA4サイズ、2穴綴じとし、フラットファイルなどの簡易な綴じ方で下記部数を提出する。なお、匿名で審査を行うため、フラットファイル表紙には、「協和地区義務教育学校整備事業設計業務委託 公募型プロポーザル」のみを記載して提出する。

上記「(3)」の①から③までの電子ファイルを保存したCD-R等を1枚、併せて提出すること。

提出部数：正本1部(代表者印押印のもの)、副本10部(複写可)

### 13 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

技術提案書等の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行うので、参加表明事業者に対し、一次審査選定の結果通知とともに二次審査開催通知を郵送する。

#### (1) 実施日

令和7年11月26日(水) 時間及び会場等の詳細は、別途通知する。

#### (2) 内容

プレゼンテーション(25分)、ヒアリング(15分程度)

① 参加表明書の受付順に行う。

② 提出した技術提案書等の内容に沿って、25分以内で説明すること。ただし、二次審査対象事業者数により説明の時間を変更する場合がある。

③ プレゼンテーションに際し、技術提案書等以外の新たな説明資料の提出は認めない。

※ プロジェクター、ケーブル(HDMI)、スクリーン、マイク以外の必要な機器については、二次審査対象事業者が用意すること。

#### (3) 説明者

4名以内とし、ヒアリングに適切に対応できる者が出席すること。

なお、原則として、プレゼンテーション及びヒアリングは、配置予定の管理技術者及び主任技術者が行うこと。

#### (4) 審査の方法等

別紙2参照

#### (5) 審査結果の通知等

二次審査結果に基づき、優先交渉権者及び次点者を選定し、審査結果のみを二次審査対象事業者全てに郵送にて通知する。なお、選定に関する異議には、一切応じないものとする。

また、筑西市公式ホームページ上には優先交渉権者名及び二次審査対象事業者数を公表する。

#### (6) その他

プレゼンテーションの実施方法について、状況等により、オンライン等に変更となる場合については、二次審査対象事業者に対し事前に連絡する。

### 14 選定後の手続き

(1) 審査結果により、市は優先交渉権者と特記仕様書及び技術提案書等に基づき、契約条件を協議する。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、優先交渉権者との協議により契約段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約条件及び契約金額等の調整を行うことがある。

- (2) 優先交渉権者との間で契約の締結に至らなかった場合には、次点者を優先交渉権者とし、上記と同様の協議を行う。

## 15 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 「3 参加資格」及び「4 業務実施上の条件」に示す資格の無い者が参加したとき。
- (2) 期限までに提出書類を提出しなかったとき。
- (3) 提出書類への虚偽記載その他不正行為をしたとき。
- (4) 選考の公平性を害する行為を行ったとき。
- (5) その他、実施要領等に定める手続き等を遵守しなかったとき。

## 16 その他

提出書類の取扱いは、次に定めるところによるものとする。

- (1) 技術提案書等の作成及び提出に要した経費は、全て応募事業者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円、計算単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- (3) 提出書類の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、筑西市が本件の報告、説明、公表のために必要な場合は、提出書類の内容を無償にて無断で使用できるものとする。
- (4) 提出書類は一切返却しない。
- (5) 本件に係る情報公開請求があったときは、筑西市情報公開条例(平成17年市条例第15号)に基づき、提出書類を開示する場合があるものとする。
- (6) 提出書類の提出後の修正又は変更は認めない。ただし、明らかな誤りであって、その修正を市が認めた場合又は本事業の公正な実施に支障の恐れがある場合等で市からの指示があったものについては、この限りではない。
- (7) 審査の経緯及びその内容に関する問い合わせには応じない。また、審査に対して異議申し立てはできないものとする。